

東京福祉大学

平成 25 年度 再評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

I 再評価結果

【判定】

再評価の結果、東京福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

平成 22(2010)年度の認証評価において、基準 2「教育研究組織」及び基準 7「管理運営」を満たしていないと判定した。

基準 2「教育研究組織」は、教養教育の責任体制が十分とはいえないこと、大学の最高意思決定機関として設置され、運営されている「教育研究評議会」が学則上に規定されていないこと、また、キャンパスが離れているため、学則で定められた学部教授会構成員が参加できる状況になっていないことなど、適切な教学組織運営が行われているといえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

次に、基準 7「管理運営」は、長期間にわたり、理事の欠員が補充されていないこと、規定の改廃など、重要な案件が理事会に諮られていないこと、また、大学創設以来、自己点検・評価が実施されていなかったことなど、適切な管理運営が行われているといえず、抜本的な改善が必要であり、基準を満たしていないと判定した。

しかしながら、これらの基準については改善が可能であると判断したので、再評価の結果を待って認証評価結果を判定することとし、大学の総合的な判定を保留とした。

平成 25(2013)年度に基準 2 及び基準 7 について、平成 22(2010)年度の認証評価時に指摘した改善事項の内容を中心に再評価を行った結果、指摘事項については改善されたことが確認できた。今後も継続的に自己点検・評価を行い、質の保証と改善に努めることを期待する。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」に基づき、福祉・心理・教育・保育の分野で社会貢献できる研究と人材の育成のために、3 学部 4 学科及び 3 研究科 4 専攻を設置している。

教養教育の責任体制については、新たに「教養教育専門部会」を設置し、各学部から提起されるカリキュラム編成上の課題を整理し、「全学教務委員会」「教育研究評議会」での審議の基礎を作成するなど、責任体制は整備された。

「教育研究評議会」については学則上に規定化し、併せて「東京福祉大学 教育研究評議会規程」も整備し、大学の最高意思決定機関としての位置付けを明確にした。

また、学部教授会への出席については、時間割の編成や旅費・交通費予算化などを経て、平成 25(2013)年 4 月より全教員が出席可能となるよう仕組みを整えた。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人部門と教学部門の意思疎通については、理事長・理事・学長・副学長・学部長・研究科長・事務局長で構成する「法人・教学連絡会」が新たに設置され、管理部門と教学部門の連携を充実させる体制が整えられた。また、「教育研究評議会」の位置付けを明確にし、事務局長、各課長を構成員に加えるなど、管理部門と教学部門の連携のための体制が構築されている。

前回の認証評価時に指摘した理事の欠員については解消され、その後に欠員が生じた場合にも補充がなされている。

理事会に重要案件が諮られていない点について、規定の改廃などは議題として取上げ、審議・決定された。今後も引続き重要議案が漏れなく審議・決定されるよう一層の確認体制の整備を進められたい。

また、創立以来全く行われていなかった自己点検・評価は、学長を委員長に自己点検評価委員会が設置され、その下に作業部会を設けるなど、自己点検・評価に実質的に取り組む体制が確立され、運用が始められている。

【参考意見】

東京福祉大学

- 社会的理解が得られるような適切な管理運営体制を構築し、学内外への公表と教職員への周知徹底が望まれる。
- 外部評価委員会の設置、公益通報制度の徹底など管理運営体制の透明性の確保に向けた実効性ある対策に期待したい。

